

6/1~7は水道週間です 日吉ダム見学会参加者募集

水道週間にちなんで、乙訓浄水場・日吉ダムの見学会を行います。

■日時 6月5日(月) 午前8時30分~午後5時(雨天決行)

■内容 府営水道乙訓浄水場・日吉ダム見学、トロッコ列車

■定員 40人

■参加費 3,000円(昼食代含む)

■申込み はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、上下水道部業務課(内線801)へ、5月23日(火)までの消印有効。定員を超えた場合は抽選します。
※参加経験者をご遠慮ください。



水道フェア

6月4日(日)午前9時30分~午後1時

上植野浄水場



- 浄水場見学
- 遊びコーナー(スーパーボールすくい、魚つかみ、ピンゴゲームなど)
- 休憩コーナー(パン菓子、ジュース)

お問い合わせ 上下水道部業務課(内線801)

情報公開コーナーをご利用ください

庁舎1階ロビーの情報公開コーナーでは、市民の方々に行政資料を自由に見ていただけるよう各種資料の充実や、市民の方々が気軽に公文書の公開請求ができるようその方法を分かりやすく案内しております。

このコーナーについてのご意見やご希望の資料などがございましたら、気軽に下記までご連絡ください。

なお、向日市情報公開条例で公開請求できる文書は、平成12年4月1日(施行日)以後に発生した文書等を対象としていますが、施行日前に作成または取得された文書等についても、支障がない限り申出に応じることとしております。

お問い合わせ 情報管理課(内線291、269)

応募要綱

テーマ

21世紀に伝えたい向日市の魅力

応募資格

アマチュアに限ります

応募規定

カラープリントまたはモノクロプリント四つ切り・ワイド四つ切り、単写真で、未発表のものに限ります

応募方法

題名・氏名・性別・年齢・住所・電話番号・撮影年月日などを明記した用紙を作品の裏にはったうえ応募してください。

募集期間

9月1日(金)~11月30日(日)(消印有効、持参可)

その他

- 審査日程 12月上旬
- 審査員 審査委員長・山本建三氏(写真家)ほか5人
- 発表 本人に通知するとともに「広報むこう」に掲載予定
- 表彰 大賞(向日市長賞)1点(賞状・楯・賞金3万円)、推薦1点(賞状・楯・賞金1万円)、特選6点、入選10点以内、佳作10点以内
- 展示 市民会館市民ギャラリー(平成13年1月)ほか予定

作品送付先・お問い合わせ

産業振興課商工振興係内
「第4回向日市観光写真コンテスト」係
(内線239)

■後援 向日市商工会、向日市ふるさと産品推進協議会、向日市民憲章推進協議会、京都中央農業協同組合向日支店、歴史街道推進協議会、京都府観光連盟、京都新聞社



Photo Contest

観光写真コンテスト

恒例の向日市観光写真コンテストを今年も実施します。このコンテストは、21世紀に向けた健康都市づくりに取り組んでいる「向日市」を新鮮な感覚で表現する作品を市内外から募集し、向日市の魅力を再発見することを目的として実施するものです。

あなたが21世紀に伝えたい「向日市の魅力」を写真で表現しよう



第3回観光写真コンテスト
市長賞作品
「熱演」大川博さん



国民健康保険から 第2号被保険者

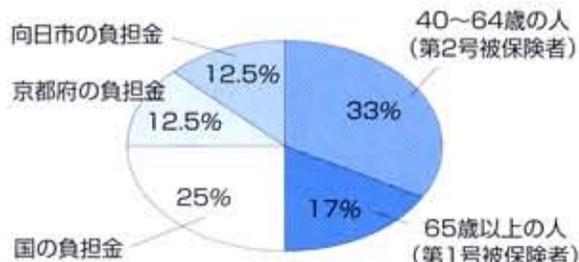
40歳から64歳の方は介護分の保険料がかかります

介護保険制度は、高齢化に伴い介護を必要とする方が増加することが予測されるため、介護を社会全体で支えるために生まれました。

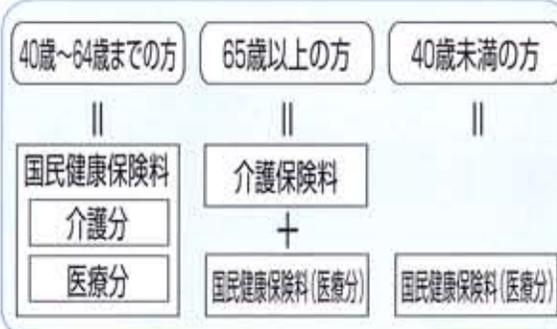
この制度では、40歳以上の国民みんなが保険料を出し合って助け合うため、40歳以上の方は介護保険に加入することになっています。

介護保険制度では、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳から64歳の方は第2号被保険者と規定しています。第1号被保険者の介護保険料は向日市に、第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せして納めることになっています。

介護保険の財源



向日市の国保に加入されている世帯で、第2号被保険者がおられる場合は、平成12年度から医療分・介護分を合わせて、世帯主の方から国保料として納めていただくようになります。



介護分の保険料計算は、医療分と同じように所得割・均等割・平等割の合計額で、最高額は7万円となります。

介護保険の保険料に関するお問い合わせは
保険年金課保険係 内線216・245まで

平成12年度の国民健康保険料

$$\text{国保料} = \begin{matrix} \text{医療分} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} \\ + \\ \text{介護分} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} \end{matrix}$$

(注: 所得割は(所得分)で、均等割は(人数分)で、平等割は(世帯分)で表す)

また、低所得者の方には、医療分と同じく、7割・5割・2割の軽減措置があります。

具体的な介護分の保険料は、医療分と合わせて6月の算定時に決定し、各ご家庭に納付書を送付させていただきます。予定をしています。

介護保険一口メモ

- Q 介護保険では40歳に達した時とは、いつのことですか?
A 誕生日の前日です。2月29日が誕生日の場合は、閏年であるかどうかに関係なく2月28日となります。
- Q 第2号被保険者が第1号被保険者になった時はどうなりますか?
A 年度途中に65歳になられる方は第1号被保険者となります。そこで、新たに第1号被保険者としての介護保険料を納めなければならなくなります。しかし、国保の介護分保険料は、65歳になられる前月までの分を月割して計算し、年度内に均等化しているため、国保の介護分保険料は3月まで引き続き納めていただくことになります。